

## 放課後等デイサービス事業所における自己評価結果(公表)

公表: 令和5年 3月 1日

事業所名 姫島みつばち

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
環境・ 体制整備	1	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	7		訓練指導室は46.5mあり国の設備基準である児童3.0m/1人を活動できる様確保している。又、集団活動、個別療育の場も確保できている。	
	2	職員の配置数は適切である	7		10人/1日の職員体制児童指導員2人、保育士1人、心理担当職員1人配置し療育しています。	
	3	事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされている	7		イラストやホワイトボードを使い、児童がわかりやすく過ごしやすい環境を作っています。	
業務改善	4	業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	7		職員ミーティングを欠かさず行っており、休んでいる職員にも日々の様子を共有し周知しています。子供達の療育での相違がある時はその都度ミーティングを行い改善している。	
	5	保護者等向け評価表を活用する等によりアンケート調査を実施して保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	7		評価表にあたっての職員会議を行い、改善に繋がりました。	
	6	この自己評価の結果を、事業所の会報やホームページ等で公開している	7		昨年度に続きホームページに公開しました。	
	7	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	7		利用者様と施設職員との評価となっております。現在区役所主催の放課後等デイサービス部会、子供部会の参加をしていますので、今後評価頂き改善につとめます。	
	8	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	7		毎月研修に参加しています。又、社内研修を行い療育に繋げております。児童発達支援・放課後等デイサービスに特価している業者と契約しているので職員の質を高めていく。	
適切な 支援の 提供	9	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成している	7		保護者様と面談を行い、ニーズを把握したり、行動観察を記録し個別支援計画(案)を作成、スタッフでの会議を開催し、個別支援計画を作成しています。	
	10	子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	7		外部での発達検査の結果等を参考にアセスメントを作成しています。	
	11	活動プログラムの立案をチームで行っている	7		日々、課題内容、指導方法をミーティングで話し合い、職員共通の目標を持ち取り組んでおります。支援について相違があれば修正しながら支援を行っている。支援のデモンストレーションを行い、職員の役割サポートに努めています。	
	12	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	7		日変わりで全体プログラムは設定しております。又、内容は年齢、発達に合わせて支援しています。	
	13	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ細やかに設定して支援している	7		学校の宿題、またはそれぞれの児童にあった課題を行う個別療育の時間を設けている。	
	14	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成している	7		日々ミーティングの中で想定表を組み、個別療育と集団療育の時間を設けている。	
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	7		日々の想定表を組む中で職員の役割分担も行っていきます。	
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	7		全児童が帰所後、または次の朝のミーティングで振り返りを行っています。	
	17	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	7		個人記録を基にミーティングを行い、次の支援、改善につなげている。	
	18	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断している	7		6ヶ月に1回見直しをしております。	
	19	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせ支援を行っている	7		契約時個別支援計画に基づき説明させていただいております。又半年を目安にモニタリングを行い支援内容を把握して頂き、同意をえます。	

関係機関や保護者との連携	20	障がい児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	7		毎月、事業所定例会、子供部会は適任者が参加しています。
	21	学校との情報共有(年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等)、連絡調整(送迎時の対応、トラブル発生時の連絡)を適切に行っている	7		送迎時や電話などで連絡を取り合い、情報を共有しています。
	22	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えている	7		医療的なケアが必要な場合には親子通所を基本としている。職員は障害や病気への理解に苦しむことのないよう努め、緊急時の対応を保護者と確認し、安心して参加できるように体制を整えていく。
	23	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めている	7		必要に応じて電話や訪問で情報共有しています。
	24	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障がい福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等している	7		今現在では対象者はいないが今後あれば支援内容の情報を提供したいと考えています。
	25	児童発達支援センターや発達障がい者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	3	4	職員全員研修は受けていないので今後研修を計画します。
	26	放課後児童クラブや児童館との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		7	交流活動実績はございません。今後交流の機会を作りたい。
	27	(地域自立支援)協議会等へ積極的に参加している	2	5	全員は参加できていないので今後機会があれば参加していきたい。
	28	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達状況や課題について共通理解を持っている	7		職員全員が子供の事を把握し、子供の様子、課題については共通理解を持ってもらっています。
	29	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っている	4	3	研修参加を予定しております。家庭との連携は密に取り合い、家庭での対応等も支援を行っています。
保護者への説明責任等	30	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	7		契約時丁寧に説明させていただいております。不明な点があれば随時職員が説明しております。
	31	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	7		定期的に保護者に話を伺い、訪問や電話相談の時間を設けています。
	32	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	4	3	イベント等で保護者間のコミュニケーションを図れるよう企画している。
	33	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応している	7		相談や申し入れがあった場合、電話や面談にて迅速かつ適切に保護者対応にあたっています。
	34	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	7		毎日の連絡帳での連絡体制はとっています。情報発信は@ラインで随時発信しています。
	35	個人情報に十分注意している	7		個人情報は鍵付き書棚に保管しております。
	36	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	7		視覚的教材や、ホワイトボードなどを利用し、伝達の配慮をしている。
	37	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	7		地域のイベントに参加し、自治会との連携をとっています。

非常時等の対応	38	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知している	7	職員会議にて対応方法等の確認を行い、保護者にも説明していますが周知・徹底について十分でない部分もあるため改善に努めます。マニュアルについても必要に応じて見直ししていきます。
	39	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	7	緊急時の避難訓練を行いました。さらなる内容の徹底や周知が必要と感じたので今後の課題として取り組みます。防災に関する外部研修がある際には参加します。
	40	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	7	職員ミーティングにて社内研修を行っています。外部研修にも参加していきたいです。
	41	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載している	7	身体拘束に関しては、利用者本人の生命や身体保護するため緊急を要する場合に、切迫性・非代替性・一時性であることを条件に行うことを職員の共通認識とし、行った場合は記録に残すことにしている。保護者にはそれらを契約書に記載し説明している。
	42	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	7	食事提供はないが、おやつ提供は行っている。今現在では利用者でアレルギー対象児はおりません。
	43	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	7	危険な事例があった場合、報告書に記載し、ミーティングを通して職員で共有している。